

地域協議会民生用機器導入促進事業平成20年度公募要領

平成20年4月

環境省地球環境局地球温暖化対策課

環境省では、平成20年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）により、地域協議会民生用機器導入促進事業を行うこととしています。

事業の概要、対象事業、応募方法及びその他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、公募要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として選定された場合には、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱」（以下、交付要綱という。）及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）実施要領」（以下、実施要領という。）に従った手続き、及び「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等関係法令により適正な事業管理と執行を行っていただくことになります。

なお、平成20年度の交付要綱及び交付要領については、環境省のホームページに近日中に掲載する予定です。

公募要領目次(地域協議会民生用機器導入促進事業)

1. 補助対象事業の概要及び目的
2. 補助対象となる事業について
3. 補助対象事業の選定について
4. 応募の方法について

○補助事業における留意事項について

1. 基本的な事項について
2. 補助金の交付について
3. 補助金の経理等について

○補助事業における利益等排除について

○地域協議会民生用機器導入促進事業について

[平成20年度予算額：280百万円]

1. 補助対象事業の概要及び目的

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地方公共団体、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民等が日常生活に関する温室効果ガスの排出抑制等に取り組む組織である地球温暖化対策地域協議会による事業として、一定の温暖化対策製品を地域で集团的に導入する事業を行う場合に、対策製品の導入者に対して、一定の補助を行うものです。これによって、温暖化対策に取り組む地域協議会の活動を活性化・支援し、かつ、対策製品の普及を効率的に進めることを目的としています。

2. 補助対象となる事業について

(1) 事業の内容

地域協議会の事業として行う次の対策設備等の導入事業に対して必要な経費の一部を補助します。

①高断熱住宅等への省CO₂型リフォーム既設の住宅や住宅以外の建築物に、平成11年省エネ基準に適合する断熱材（フロンを用いないものに限ります。）、ガラス、サッシ、ドア等の省エネ資材を、リフォーム時に地域にまとめて導入する事業。

②高効率空調設備等省エネ資材

一般的な製品より省エネ性能が特に優れた省エネ設備（住宅については、給湯設備に限ります。住宅以外の建築物など業務用については、空調設備、照明設備、冷凍・冷蔵設備、給湯・厨房設備、受電設備（トップランナー変圧器等））を地域にまとめて導入する事業。

③民生用バイオマス燃料燃焼機器

家庭や事務所等の業務施設に、一定の要件を満たすバイオマス燃料燃焼機器（木質ペレットストーブ、木質ペレットボイラーを用いた空調設備、薪ストーブ）を地域にまとめて導入する事業。

④民生用小型風力発電システム

家庭、事務所、街灯などに数百Wから数kWの発電容量の小型風力発電システムを地域に電源用としてまとめて導入する事業。

⑤家庭用小型燃料電池

家庭用の小型燃料電池を地域にまとめて導入する事業。

⑥小水力発電システム

農業用水路等の発電以外の用途に供する工作物に設置する小水力発電システム(1,000kW以下)を地域における共同利用を前提に、共同で設置する事業。

(2) 補助対象者

地球温暖化対策の推進に関する法律第26条に規定する地球温暖化対策地域協議会の事業として行う(1)①～⑥の対策設備等の導入事業により対策設備等の所有者となる方に対し、補助金を交付します。なお、地域協議会については、環境省の地球温暖化対策地域協議会登録簿に登録されているものとします。(本事業の応募期間中、あるいは応募と同時に環境省の登録簿へ登録を行う地域協議会も含まれます。登録方法等詳細については、環境省のホームページ(URL:

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/kyogikai/index.html>)をご参照ください。)

ただし、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第24条に基づく都道府県地球温暖化防止活動推進センターが事務局を行う地域協議会で、かつ、導入する対策設備等の所有者(設置者)が地域協議会の構成員たる法人格を有する団体である場合など、地域協議会が補助事業者として善管義務を将来にわたって十分に発揮出来ると思われるケースについては、例外的に補助事業者と導入対策設備等の所有者(管理者)の一致しない場合においても、地域協議会を補助事業者として申請を受け付けます。この場合の補助事業者は地域協議会となり、交付決定等も地域協議会に対して行うこととなります。

(3) 補助対象経費

① 対象経費

事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限り(別添参照)。

<経費の区分>

事業を行うために必要な本工事費(材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費)、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、事務費

※一般に対する説明会のように通常の販売促進費との相違が明確でないものは対象に含みません。

② 交付額

対象経費の1/3を限度とします。

ただし、(1)①の事業にあつては、住宅一戸(集合住宅の場合にあつては一世帯。以下同じ。)に対する交付額の上限を40万円とします。(1)②の事業のうち給湯設備を導入する場合は、住宅一戸に対する交付額の上限を4.5万円とします。(1)③の事業のうち木質ペレットストーブ、薪ストーブにあつては、交付額の上限を20万円とします。また、(1)①及び②の事業にあつては、本事業内に置いて同一の住宅および建築物の重複応募はできません(同一地域協議会の複数応募は可能です)。

(4) 補助の条件

① 高断熱住宅リフォーム

ア 対象事業

以下に掲げる省エネ資材（一般的な家電製品は除く。）を導入する事業。

(ア) 住宅に導入する場合

- ・ 断熱材、ガラス、サッシ、ドア等

断熱材にあつては、「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針」（平成11年建設省告示第998号）の3の（1）のロ「断熱材の熱抵抗の基準」に適合するもの（フロンを使用しないものに限る。）とし、ガラス、サッシ等にあつては、同指針の4の（2）「建具等の基準」に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するもの。

(イ) 住宅以外の建築物に導入する場合

- ・ 断熱材、ガラス、サッシ、ドア等

建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断基準（平成11年通商産業省・建設省告示第1号）の1－3の条件を満たすために必要となるもの（延べ面積が五千平方メートル以下の建築物については、1－4の条件を満たすために必要となるものとする）ことができる。）又はアの1)を満たすもの。

なお、断熱材を使用する場合は、フロンを用いないものに限る。

イ 規模要件

本事業は、一つの地域協議会における対策設備等の導入件数が原則として10件以上となるものを対象とします。

ウ 設備整備を行う地域の要件

設備整備を行う地域は、それにより相当量の二酸化炭素削減効果が期待される地域であること。

※設備の導入によって見込まれる二酸化炭素削減効果を、具体的なデータとともに示して下さい。

エ 維持管理

導入した省エネ資材は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

オ 温室効果ガス削減量の把握等

補助事業者は、施設の本格稼働開始の日からその年度末まで、及びその後の3年間の期間について、事業の実績及び事業の収支並びに温室効果ガスの削減量を毎年とりまとめた事業報告書を作成し、当該年度の翌年度の4月末までに地方環境事務所へ紙媒体にて1部、電子媒体（CD-ROM）にて1部提出すること。

また、環境省及び地方環境事務所の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

② 高効率空調設備等省エネ資材

ア 対象事業

以下に掲げる省エネ資材（一般的な家電製品は除く。）を導入する事業。

(ア)住宅に導入する場合

給湯設備であって同種の一般に販売されている製品と比較して省エネ性能が特に優れているものであり、CO₂冷媒ヒートポンプ方式（エネルギー消費効率（COP）3.0以上）、潜熱回収方式（熱効率0.9以上）、又はガスエンジン方式（総合エネルギー効率0.85以上）若しくはこれらと同等以上にCO₂排出原単位の低い方式の給湯器であること。

(イ)住宅以外の建築物に導入する場合

空調設備、照明設備、冷凍・冷蔵設備、給湯・厨房設備、受電設備であって、同種の一般に販売されている製品と比較して省エネ性能が特に優れているもの。

イ 規模要件

本事業は、一つの地域協議会における対策設備等の導入件数が原則として10件以上となるものを対象とします。

ウ 設備整備を行う地域の要件

設備整備を地域は、それにより相当量の二酸化炭素削減効果が期待される地域であること。

※設備の導入によって見込まれる二酸化炭素削減効果を、具体的なデータとともに示して下さい。

エ 維持管理

導入した省エネ資材は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

オ 温室効果ガス削減量の把握等

補助事業者は、施設の本格稼働開始の日からその年度末まで、及びその後の3年間の期間について、事業の実績及び事業の収支並びに温室効果ガスの削減量を毎年とりまとめた事業報告書を作成し、当該年度の翌年度の4月末までに地方環境事務所へ、紙媒体で1部、電子媒体（CD-ROM）にて1部提出すること。

また、環境省及び地方環境事務所の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

③民生用バイオマス燃料燃焼機器

ア 対象事業

以下の要件を満たす民生用バイオマス燃料燃焼機器を、地域において導入するものであること。

- i) いずれの機器もバイオマス利用率80%（低位発熱量）以上であること。
- ii) 国内に機器メンテナンス体制が整備されていること。
- iii) 燃料の供給体制が整備されていること。

iv) 火災予防条例に基づく届出等法令関係の手続きが完了していること。

イ 規模要件

本事業は、一つの地域協議会における対策設備等の導入件数が原則として10件以上となるものを対象とします。ただし、木質ペレットボイラーを用いた空調設備については原則として3件以上となるものを対象とします。

ウ 設置する地域の要件

設備整備を地域は、それにより相当量の二酸化炭素削減効果が期待される地域であること。

※設備の導入によって見込まれる二酸化炭素削減効果を、具体的なデータとともに示して下さい。

エ 維持管理

設置した民生用バイオマス燃料燃焼機器は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

オ 温室効果ガス削減量の把握等

補助事業者は、施設の本格稼働開始の日からその年度末まで、及びその後の3年間の期間について、事業の実績及び事業の収支並びに温室効果ガスの削減量を毎年とりまとめた事業報告書を作成し、当該年度の翌年度の4月末までに地方環境事務所へ、紙媒体で1部、電子媒体(CD-ROM)にて1部提出すること。

また、環境省及び地方環境事務所の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

④民生用小型風力発電システム

ア 対象事業

以下の要件を満たす民生用小型風力発電システムを、地域において導入するものであること。

i) 市街地等の風況でも安定した発電ができること。

ii) 強風時における安全対策が施されていること。

iii) 騒音が発生しないこと。

iv) プロペラなどの回転部に容易に人が接触することがないよう、人の手の届かない高さに設置したり、周囲に柵を設けるなどの措置がとられていること。

イ 規模要件

本事業は、一つの地域協議会における対策設備等の導入件数が原則として10件以上となるものを対象とします。

ウ 設置する地域の要件

民生用小型風力発電システムを設置する地域は、住民等の目に多く触れるなど、温暖化対策技術の普及啓発としての効果も期待できる場所であること。

と。また、設置により相当量の二酸化炭素削減効果が期待される地域であること。

エ 維持管理

設置した民生用小型風力発電システムは、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

オ 温室効果ガス削減量の把握等

補助事業者は、施設の本格稼働開始の日からその年度末まで、及びその後の3年間の期間について、事業の実績及び事業の収支並びに温室効果ガスの削減量を毎年とりまとめた事業報告書を作成し、当該年度の翌年度の4月末までに地方環境事務所へ、紙媒体で1部、電子媒体（CD-ROM）で1部提出すること。

また、環境省及び地方環境事務所の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

カ その他

設置に当たっては、建築基準法等の関連法規や地方公共団体が制定する条例を遵守すること。

⑤家庭用小型燃料電池

ア 設置する場所の要件

家庭用小型燃料電池を設置する場所は、燃料電池により発生する熱を効率的に利用できる場所であること。

イ 規模要件

本事業は、一つの地域協議会における対策設備等の導入件数が原則として10件以上となるものを対象とします。

ウ 維持管理

設置した家庭用小型燃料電池は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

エ 温室効果ガス削減量の把握等

補助事業者は、施設の本格稼働開始の日からその年度末まで、及びその後の3年間の期間について、事業の実績及び事業の収支並びに温室効果ガスの削減量を毎年とりまとめた事業報告書を作成し、当該年度の翌年度の4月末までに地方環境事務所へ、紙媒体で1部、電子媒体（CD-ROM）で1部提出すること。

また、環境省及び地方環境事務所の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

⑥小水力発電システム

ア 対象事業

以下の要件を満たす小型水力発電システムを、地域において共同で導入するものであること。

i) 発電以外の用途に利用する水路（農業用水路等）に設置するものである

こと。

- ii) 原則として、地域協議会の構成員が共同して設置するものであること。
ただし、地域協議会が実施する事業として位置づけられる場合は、設置者がすべて地域協議会の構成員である必要はない。
- iii) 発電出力が1,000kW以下であること。
- iv) 羽根部等の回転部に容易に人が接触することがないように、安全措置がとられていること。

イ 規模要件

本事業は、アの i) ~ iii) の要件を満たし、設置後の電気を地域における共同利用が見込まれる場合において、原則として1件以上となるものを対象とします。

ウ 設置する地域の要件

小型水力発電システムを設置する地域は、住民等の目に多く触れるなど、温暖化対策技術の普及啓発としての効果も期待できる場所であること。また、発電した電気については、地域において共同利用することが見込まれており、設置により相当量の二酸化炭素削減効果が期待される地域であること。

エ 維持管理

設置した小水力発電システムは、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

オ 温室効果ガス削減量の把握等

補助事業者は、施設の本格稼働開始の日からその年度末まで、及びその後の3年間の期間について、事業の実績及び事業の収支並びに温室効果ガスの削減量を毎年とりまとめた事業報告書を作成し、当該年度の翌年度の4月末までに地方環境事務所へ、紙媒体で1部、電子媒体（CD-ROM）で1部提出すること。

また、環境省及び地方環境事務所の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

カ その他

設置に当たっては、建築基準法等の関連法規や地方公共団体が制定する条例を遵守すること。

- ⑦ 補助事業者が、自ら年間を通じて居住しない住宅については、二酸化炭素削減効果が確実に保障されないため、補助対象外とします。

3. 補助対象事業の選定について

- (1) 一般公募を行い、選定します。

(2)応募者より提出された実施計画書等をもとに、厳正に審査を行い20年度に事業を実施する補助事業者を選定し、予算の範囲内において補助金の交付を決定（内示）します。

(3)採択基準

「補助金額」（別紙2で算出するもの。）を「事業によるCO₂削減効果」（別紙1に記載するもの。）で除した「トン当たり削減費用（補助金ベース）」を主要な指標として、このトン当たり削減費用の低いもの（費用対効果の高いもの）を優先しつつ、CO₂削減量（絶対量）、導入する対策設備等の新規性や波及効果等を総合的に勘案し採択することとします。

<事例1>

住宅10戸に高断熱住宅へのリフォームを実施する事業について、（A）住宅一戸当たりの対策設備導入費用が300万円となる事業と、（B）（A）の事業よりも断熱材を多く導入して二酸化炭素排出量がより多く削減でき、設備整備に必要な費用が400万円となる事業がある場合は、住宅一戸に対する交付額の上限が40万円であることから、どちらの事業の交付額も住宅一戸あたり40万円となり、事業全体に対する交付額は400万円となりますが、トン当たりの削減費用（費用対効果）の観点から、（B）の事業を優先的に採択します。

<事例2>

同じ対策設備を（A）10件に導入する事業と（B）20件に導入する事業がある場合は、CO₂削減量（絶対量）の観点から（B）の事業を優先的に採択します。

(4)補助事業選定後の留意事項

事業報告の結果、本事業により導入した設備による二酸化炭素削減効果が、当初に見込まれていた量に比べ非常に小さい、又は全く見られない場合においては、交付要綱に基づき、補助を取り消す、あるいは交付した補助金の一部又は全額を返還して頂く場合があります。

4. 応募の方法について

(1)応募方法

事業の応募に必要な書類を、郵送により、公募期間内に管轄する地方環境事務所へ提出していただきます。書類は、封書に入れ、宛名面に「**地域協議会民生用機器導入促進事業応募書類**」と赤字で明記してください。地方環境事務所にて受領した後、受領した旨をFAXで連絡いたします。提出後、1週間程度しても受領確認のFAX連絡がない場合は、管轄する各地方環境事務所へお問い合わせください。

応募書類の作成に当たっては、必ず、様式の電子ファイルをダウンロードして、応募書類様式に従って作成するようお願いします。

(2) 応募に必要な書類及び提出部数

- [1] 事業実施計画書及び申請者一覧【別紙1】 (地域協議会が一括して作成)
- [2] 経費内訳【別紙2】 (対策設備の導入者ごとに作成)
- [1] 及び [2] の書類を2部ずつ提出してください。

【別紙1】地域協議会民生用機器導入促進事業実施計画書及び申請者一覧

Word(doc)形式

【別紙2】地域協議会民生用機器導入促進事業に要する経費内訳

Word(doc)形式

(3) 公募期間

第1次公募 平成20年4月16日(水)～平成20年5月12日(月) 必着

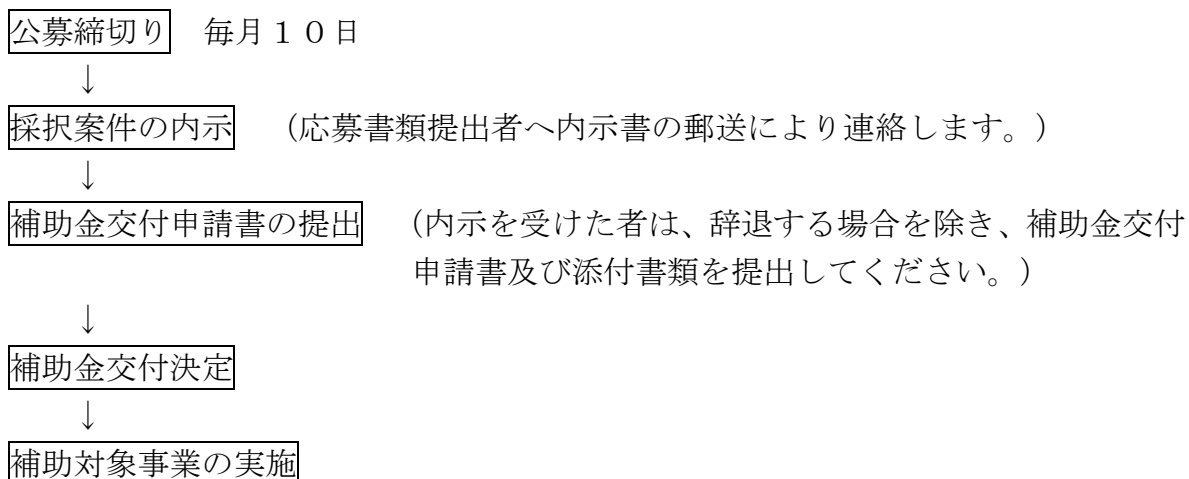
応募の状況に応じ、予算の配分が可能な場合には、追加公募を行います。追加公募はその締切り(必着)を、第2次公募は6月10日(火)、第3次公募は7月10日(木)といった形で、毎月10日(10日が土日祝日の場合はその翌営業日)として行います。募集の実施状況については、環境省ホームページを御確認ください。

(4) 応募にあたっての留意事項

- ① 応募に当たっては、具体的な設置場所と導入する対策設備の内容を明記していただくようお願いいたします。設置場所と導入する対策設備の内容の変更は原則として認められませんので、事業内容が固まった段階で応募していただくようお願いいたします。

(5) 応募書類提出後のスケジュールについて

応募書類提出後のスケジュールは以下のとおりです。なお、補助金交付申請書の提出に当たっては、全件の交付申請書をまとめて提出していただきます。分割して申請することは認められません。



(6) 提出先／お問合せ先

次表の区分により、管轄する地方環境事務所へ応募書類を提出してください。

事務所名 管轄区域	所在地・連絡先
北海道地方環境事務所 環境対策課 北海道	〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目1番地 ユーネットビル9F TEL 011-251-8702 FAX 011-219-7072
東北地方環境事務所 環境対策課 青森県・岩手県・宮城県・秋田県・ 山形県・福島県	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6F TEL : 022-722-2873 FAX : 022-724-4311
関東地方環境事務所 環境対策課 茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・ 千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・ 山梨県・静岡県	〒330-6018 さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18F TEL : 048-600-0815 FAX : 048-600-0517
中部地方環境事務所 環境対策課 富山県・石川県・福井県・長野県・ 岐阜県・愛知県・三重県	〒460-0003 名古屋市中区錦3-4-6 桜通大津第一生命ビル4F TEL : 052-955-2134 FAX : 052-951-8889
近畿地方環境事務所 環境対策課 滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・ 奈良県・和歌山県	〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マーチャンダイズマートビル8F TEL 06-4792-0703 FAX 06-4790-2800
中国四国地方環境事務所 環境対策課 鳥取県・島根県・岡山県・広島県・ 山口県・徳島県・香川県・愛媛県・ 高知県	〒700-0984 岡山市桑田町18-28 明治安田生命岡山桑田町ビル1F TEL : 086-223-1581 FAX : 086-224-2081
九州地方環境事務所 環境対策課 福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・ 大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県	〒862-0913 熊本県熊本市尾ノ上1-6-22 TEL 096-214-0332 FAX 096-214-0349

○ 補助事業における留意事項等について

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、エネルギー対策特別会計の予算の範囲内で交付するものとし、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定によるほか、この補助金の交付要綱に定めるところによることとします。

なお、同じ内容の事業で他の省庁などから国庫補助金等を既に取り得している、又は同時に取得する事業については、当該事業に応募することができません。

2. 補助金の交付について

(1) 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付要綱を参照願います。）。その際、補助金の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとなります。

(2) 交付決定

地方環境事務所は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に進んでいること。
- ・補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象経費を含まないこと。

(3) 事業の開始

補助事業者は地方環境事務所からの交付決定を受けた後に、事業開始することが原則となります。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するにあたり注意していただきたい主な点を以下に記します。

- ・新規応募事業の場合、契約・発注日は地方環境事務所の交付決定日以降であること。
- ・補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。
- ・当該年度に行われた委託等に対して当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること。

(4) その他

補助対象経費の詳細は別添の内容となります。上記の他、必要な事項は交付要綱に定めておりますので、これを参照してください。

3. 補助金の経理等について

(1) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(2) 実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内あるいは翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を地方環境事務所あてに提出していただきます。

この期限に間に合わない場合は補助金の支払いが出来なくなる可能性があります。

地方環境事務所は事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

なお、自社調達及び100%同一資本に属するグループ企業からの調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額（製造原価）を補助対象経費の実績額といたします。また関係会社からの調達分についても原則原価計算等により、利益相当分を排除した額（製造原価と販売費及び一般管理費の合計）を補助対象経費の実績額とします【「補助事業における利益等排除について」参照】。

(3) 補助金の支払い

補助事業者は、地方環境事務所から確定通知を受けた後、精算払い請求書を提出していただきます。その後地方環境事務所から補助金を支払います。ただし、必要と認められる場合には上記の方法によらないで、交付決定した補助金の一部について補助事業の期間中に概算払いをすることができます。

(注) なお、仕入れに係る消費税等相当額は、消費税等の計算上、控除対象となりますが、課税業者が仕入れに当たって支払う消費税等の額を控除の対象とするため、その一部に補助金が入った場合、当該課税業者は消費税控除額における補助金対象額を国に返還していただく必要があります。

(4) 取得財産の管理について

補助事業の実施により取得した財産（取得財産等）については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反し

て使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう) しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受ける必要があります。なお、補助事業により整備された施設、機械、器具、備品その他の財産には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

(5) その他

上記の他、必要な事項は交付要綱に定めておりますので、これを参照してください。

別添

1 区 分	2 費 目	3 細 目	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して、事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）</p> <p>次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、②準備、後片付け整地等に要する費用、③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、④技術管理に要する費用、⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p>

事務費		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
		付帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
		機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
		測量及試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料及び備品購入費をいい、内容については別表に定めるものとする。 事務費は、工事費の金額に対し、次の表

別表

1 区分	2 費 目	3 細 目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きに必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいう。
		備品購入費		この費目から支弁される事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

○補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第８条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１）補助事業者自身
- （２）１００％同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2. 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（２）１００％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」

といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3)補助事業者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。